

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 <u>ふぐ調理師</u>（第3条－第12条）</p> <p>第3章 <u>ふぐ取扱施設</u>および営業者（第13条－第18条）</p> <p>第4章 ふぐの販売（第19条・第20条）</p> <p>第5章 雑則（第21条・第22条）</p> <p>第6章 罰則（第23条－第26条）</p> <p>付則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、ふぐの<u>取扱い</u>および販売について必要な規制を行うことにより、ふぐの毒による食中毒の発生を防止することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) ふぐの取扱い</u> ふぐを食用に供するために、<u>処理し、調理し、または加工することをいう。</u></p> <p><u>(2) 処理</u> ふぐの卵巣、肝臓およびその他の部分で人の健康を損なう</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 <u>ふぐ処理者</u>（第3条－第12条）</p> <p>第3章 <u>ふぐ処理施設</u>および営業者（第13条－第18条）</p> <p>第4章 ふぐの販売（第19条・第20条）</p> <p>第5章 雑則（第21条・第22条）</p> <p>第6章 罰則（第23条－第26条）</p> <p>付則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、ふぐの<u>処理</u>および販売について必要な規制を行うことにより、ふぐの毒による食中毒の発生を防止することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（削除）</p> <p><u>(1) 処理</u> ふぐを食用に供するために、<u>ふぐの卵巣、肝臓およびその</u></p>

おそれのあるもの（以下「有毒部分」という。）を除去し、または塩蔵等により人の健康を損なわないようにすることをいう。

(3) ふぐ調理師 ふぐ調理師の名称を用いてふぐの取扱いに従事することができる者として知事の免許を受けた者をいう。

(4) ふぐ取扱施設 ふぐの取扱いを業として行うための施設をいう。

(5) 営業者 第13条の規定により知事に届け出たふぐ取扱施設を経営する者をいう。

第2章 ふぐ調理師

(免許)

第3条 ふぐ調理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて知事が与える。

(1) 知事が行うふぐ調理師試験（以下「試験」という。）に合格した者

(2) 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項の調理師の免許を受けており、かつ、他の都道府県において処理に関する免許を受けている者であって、知事が適当と認めるもの

2 ふぐ調理師の免許は、ふぐ調理師名簿に規則で定める事項を登録することによって行う。

他の部分で人の健康を損なうおそれのあるもの（以下「有毒部分」という。）を除去し、または塩蔵等により人の健康を損なわないようにすることをいう。

(2) ふぐ処理者 ふぐ処理者の名称を用いてふぐの処理に従事することができる者として知事の免許を受けた者をいう。

(3) ふぐ処理施設 ふぐの処理を業として行うための施設をいう。

(4) 営業者 第13条の規定により知事に届け出たふぐ処理施設を経営する者をいう。

第2章 ふぐ処理者

(免許)

第3条 ふぐ処理者の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて知事が与える。

(1) 知事が行うふぐ処理者試験に合格した者

(2) 他の都道府県知事または地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に規定する市もしくは特別区の長（以下「他の都道府県知事等」という。）が行うふぐの処理に関する試験に合格し、当該他の都道府県知事等のふぐの処理に関する免許等を受けている者であって、前号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると知事が認めるもの

2 ふぐ処理者の免許は、ふぐ処理者名簿に規則で定める事項を登録することによって行う。

3 知事は、免許を与えたときは、ふぐ調理師免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

（登録事項の変更の届出等）

第4条 ふぐ調理師は、前条第2項の規定による登録事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。この場合において、免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許証を添付し、その書換えを受けなければならない。

2 ふぐ調理師は、免許証を亡失し、またはき損したときは、速やかに免許証の再交付を知事に申請しなければならない。

3 ふぐ調理師は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

4 ふぐ調理師が死亡し、または失そうの宣告を受けたときは、同居の親族またはその他の同居者は、速やかに免許証を知事に返納しなければならない。

（試験）

第5条 試験は、ふぐ調理師として必要な知識および技能について、毎年1回以上知事が行う。

（受験資格）

第6条 試験は、調理師法第3条第1項の調理師の免許を受けている者でなければ、受けることができない。

（滋賀県ふぐ調理師試験委員会）

3 知事は、免許を与えたときは、ふぐ処理者免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

（登録事項の変更の届出等）

第4条 ふぐ処理者は、前条第2項の規定による登録事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。この場合において、免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許証を添付し、その書換えを受けなければならない。

2 ふぐ処理者は、免許証を亡失し、またはき損したときは、速やかに免許証の再交付を知事に申請しなければならない。

3 ふぐ処理者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

4 ふぐ処理者が死亡し、または失踪の宣告を受けたときは、同居の親族またはその他の同居者は、速やかに免許証を知事に返納しなければならない。

（ふぐ処理者試験）

第5条 ふぐ処理者試験は、ふぐ処理者として必要な知識および技能について、毎年1回以上知事が行う。

（削除）

（滋賀県ふぐ処理者試験委員会）

第6条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県ふぐ調理師試験委員会（以下「試験委員会」という。）を設置する。

2 試験委員会は、試験の執行に関する事項について審議するものとする。

（試験委員会の組織等）

第6条の3 試験委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、ふぐ調理師および県の職員のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、当該試験の執行が終了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4から6まで 省略

（絶対的欠格事由）

第7条 知事は、第8条第1項第2号または第2項（第1号を除く。）の規定によりふぐ調理師の免許の取消処分を受けた日から1年を経過しない者に対しては、ふぐ調理師の免許を与えない。

（相対的欠格事由）

第7条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ふぐ調理師の免許を与えないことができる。

(1) 視力または精神の機能の障害によりふぐ調理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことが

第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県ふぐ処理者試験委員会（以下「試験委員会」という。）を設置する。

2 試験委員会は、ふぐ処理者試験の執行に関する事項について審議するものとする。

（試験委員会の組織等）

第6条の2 試験委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、ふぐ処理者および県の職員のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、当該ふぐ処理者試験の執行が終了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4から6まで 省略

（絶対的欠格事由）

第7条 知事は、第8条第1項または第2項（第1号を除く。）の規定によりふぐ処理者の免許の取消処分を受けた日から1年を経過しない者に対しては、ふぐ処理者の免許を与えない。

（相対的欠格事由）

第7条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ふぐ処理者の免許を与えないことができる。

(1) 視力または精神の機能の障害によりふぐ処理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことが

できない者

(2) 省略

(意見の聴取)

第7条の3 知事は、ふぐ調理師の免許を申請した者について、前条第1号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定によりふぐ調理師の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(免許の取消し等)

第8条 知事は、ふぐ調理師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すものとする。

(1) 調理師法第6条の規定により調理師の免許を取り消されたとき。

(2) 不正の手段によりふぐ調理師の免許を取得したとき。

2 知事は、ふぐ調理師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消し、または期間を定めてその免許の効力を停止することができる。

(1)から(3)まで 省略

(4) ふぐ調理師の責めに帰すべき事由により、業としてのふぐの取扱いに関しふぐの毒による重大な事故を発生させたとき。

(5) 省略

3 ふぐ調理師は、前2項の規定によりふぐ調理師の免許を取り消され

できない者

(2) 省略

(意見の聴取)

第7条の3 知事は、ふぐ処理者の免許を申請した者について、前条第1号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定によりふぐ処理者の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(免許の取消し等)

第8条 知事は、ふぐ処理者が不正の手段によりふぐ処理者の免許を取得したときは、その免許を取り消すものとする。

(削除)

(削除)

2 知事は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消し、または期間を定めてその免許の効力を停止することができる。

(1)から(3)まで 省略

(4) ふぐ処理者の責めに帰すべき事由により、業としてのふぐの処理に関しふぐの毒による重大な事故を発生させたとき。

(5) 省略

3 ふぐ処理者は、前2項の規定によりふぐ処理者の免許を取り消され

たときは、当該処分があったことを知った日から5日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。

(ふぐ調理師の義務)

第9条 ふぐ調理師は、業としてふぐの取扱いに従事するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第13条の規定により届出がなされたふぐ取扱施設以外の場所で、ふぐの取扱いに従事しないこと。
- (2) および(3) 省略
- (4) ふぐの取扱いに用いた器具等は、十分に洗浄すること。

2 ふぐ調理師は、知事が指定するふぐ調理師講習を受けなければならない。

3 ふぐ調理師は、ふぐの取扱いに関する知識の修得および技能の向上に努めなければならない。

(ふぐの取扱いの停止等)

第10条 知事は、ふぐ調理師が次の各号のいずれかに該当するときは、当該ふぐ調理師に対し、必要な措置をとることを命じ、または期間を定めて、業としてのふぐの取扱いの停止を命ずることができる。

- (1) および(2) 省略

(従事の制限)

第11条 ふぐ調理師でない者は、業としてふぐの取扱いに従事してはならない。ただし、ふぐ調理師（前条の規定によりふぐの取扱いの停止

たときは、当該処分があったことを知った日から5日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。

(ふぐ処理者の義務)

第9条 ふぐ処理者は、業としてふぐの処理に従事するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第13条の規定により届出がなされたふぐ処理施設以外の場所で、ふぐの処理に従事しないこと。
- (2) および(3) 省略
- (4) ふぐの処理に用いた器具等は、十分に洗浄すること。

2 ふぐ処理者は、知事が指定するふぐ処理者講習を受けなければならない。

3 ふぐ処理者は、ふぐの処理に関する知識の修得および技能の向上に努めなければならない。

(ふぐの処理の停止等)

第10条 知事は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該ふぐ処理者に対し、必要な措置をとることを命じ、または期間を定めて、業としてのふぐの処理の停止を命ずることができる。

- (1) および(2) 省略

(従事の制限)

第11条 ふぐ処理者でない者は、業としてふぐの処理に従事してはならない。ただし、ふぐ処理者（前条の規定によりふぐの処理の停止を命

を命ぜられた者を除く。)の立会いの下にその指示を受けてふぐの取扱いに従事するときは、この限りでない。

(名称の使用制限)

第12条 ふぐ調理師でない者は、ふぐ調理師またはこれに類似する紛らわしい名称を用いてはならない。

第3章 ふぐ取扱施設および営業者

(ふぐ取扱施設の届出)

第13条 ふぐ取扱施設を営もうとする者は、あらかじめ、ふぐ取扱施設ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) ふぐ取扱施設の名称および所在地
- (2) 専任のふぐ調理師（専ら当該ふぐ取扱施設において、ふぐの取扱いに従事するふぐ調理師をいう。以下同じ。）の氏名
- (3) 省略

(届出済証の交付等)

第14条 知事は、前条の規定による届出を受理したときは、ふぐ取扱施設届出済証（以下「届出済証」という。）を交付する。

2から4まで 省略

(届出済証の掲示)

第15条 営業者は、届出済証をふぐ取扱施設内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(届出済証の返納)

ぜられた者を除く。)の立会いの下にその指示を受けてふぐの処理に従事するときは、この限りでない。

(名称の使用制限)

第12条 ふぐ処理者でない者は、ふぐ処理者またはこれに類似する紛らわしい名称を用いてはならない。

第3章 ふぐ処理施設および営業者

(ふぐ処理施設の届出)

第13条 ふぐ処理施設を営もうとする者は、あらかじめ、ふぐ処理施設ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) ふぐ処理施設の名称および所在地
- (2) 専任のふぐ処理者（専ら当該ふぐ処理施設において、ふぐの処理に従事するふぐ処理者をいう。以下同じ。）の氏名
- (3) 省略

(届出済証の交付等)

第14条 知事は、前条の規定による届出を受理したときは、ふぐ処理施設届出済証（以下「届出済証」という。）を交付する。

2から4まで 省略

(届出済証の掲示)

第15条 営業者は、届出済証をふぐ処理施設内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(届出済証の返納)

第16条 次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる者は、速やかに届出済証を知事に返納しなければならない。

- (1) 営業者がふぐ取扱施設を廃止した場合 営業者（法人であるときは、その代表者）
- (2) 営業者が死亡し、または失そうの宣告を受けた場合 同居の親族またはその他の同居者
- (3) 省略
- (4) 営業者が破産した場合 その破産管財人
- (5) 営業者が法人であって、その法人が合併または破産以外の理由により解散した場合 その清算人
(営業者の義務)

第17条 営業者は、ふぐ調理師またはふぐ調理師の立会いの下にその指示を受けてふぐの取扱いを行う者でなければ、ふぐの取扱いを行わせてはならない。

2 営業者は、ふぐ取扱施設に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 専任のふぐ調理師を置くこと。ただし、営業者が自ら専任のふぐ調理師となる場合は、この限りでない。
- (2) 省略

(新設)

第16条 次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる者は、速やかに届出済証を知事に返納しなければならない。

- (1) 営業者がふぐ処理施設を廃止した場合 営業者（法人であるときは、その代表者）
- (2) 営業者が死亡し、または失踪の宣告を受けた場合 同居の親族またはその他の同居者
- (3) 省略
- (4) 営業者について破産手続開始の決定があった場合 その破産管財人
- (5) 営業者が法人であって、その法人が合併または破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
(営業者の義務)

第17条 営業者は、ふぐ処理者またはふぐ処理者の立会いの下にその指示を受けてふぐの処理を行う者でなければ、ふぐの処理を行わせてはならない。

2 営業者は、ふぐ処理施設に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 専任のふぐ処理者を置くこと。ただし、営業者が自ら専任のふぐ処理者となる場合は、この限りでない。
- (2) 省略

3 営業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を

(ふぐの取扱いの停止等)

第18条 知事は、営業者が前条第2項の規定に違反したときは、当該営業者に対し、必要な措置をとることを命じ、または期間を定めて当該ふぐ取扱施設におけるふぐの取扱いの停止を命ずることができる。

(販売の制限)

第19条 ふぐは、処理したものでなければ、食品として販売（不特定または多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）に供してはならない。ただし、次に掲げる者に販売する場合は、この限りでない。

(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けた飲食店営業者（第13条の規定による届出をした者に限る。）、魚介類販売業者または魚介類競り売り営業業者

(2) ふぐ調理師

(3) 前2号に掲げる者のほか、規則で定める者

第20条 省略

(立入検査等)

第21条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ調理師、営業者その他の関係者から報告を求め、または食品衛生監視員（食品

を受けた飲食店営業者に限る。）は、その経営するふぐ処理施設ごとに、調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項の調理師の免許を受けている者を置くよう努めなければならない。

(ふぐの処理の停止等)

第18条 知事は、営業者が前条第2項の規定に違反したときは、当該営業者に対し、必要な措置をとることを命じ、または期間を定めて当該ふぐ処理施設におけるふぐの処理の停止を命ずることができる。

(販売の制限)

第19条 ふぐは、処理したものでなければ、食品として販売（不特定または多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）に供してはならない。ただし、次に掲げる者に販売する場合は、この限りでない。

(1) ふぐ処理者

(2) 営業者

(3) 食品衛生法第55条第1項の許可を受けた魚介類販売業者または魚介類競り売り営業業者

第20条 省略

(立入検査等)

第21条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ処理者、営業者その他の関係者から報告を求め、または食品衛生監視員（食品

衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員をいう。以下同じ。) にふぐ取扱施設に立ち入らせ、ふぐの取扱いの状況等进行检查させることができる。

2および3 省略

第22条および第23条 省略

第24条 第10条または第18条の規定によるふぐの取扱いの停止の命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第25条および第26条 省略

付則 省略

衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員をいう。以下同じ。) にふぐ処理施設に立ち入らせ、ふぐの処理の状況等进行检查させることができる。

2および3 省略

第22条および第23条 省略

第24条 第10条または第18条の規定によるふぐの処理の停止の命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第25条および第26条 省略

付則 省略